

田園景観ゾーン

要素		景観形成基準												
建築物・工作物	形態意匠	①建築物等は、周辺の景観及び街並みと調和する形態・意匠とする。 ②屋根や屋上建築設備、広告物は、建築物と統一感のある一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを持った景観を形成する。 ③建築物等は、周辺の自然景観と調和した高さとするとともに、比良・比叡の山並みや三上山の眺望に配慮する。 ④屋根は勾配屋根とするなど、周辺の自然景観や集落景観と調和したデザインとする。 ⑤小河川に面する敷地では、親水空間の確保や小河川に対して開放的な意匠とする。 ⑥工場等は、工業地ゾーンの景観形成の方針に準ずるものとする。												
	色彩	①建築物等の色彩は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="335 638 837 779"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はペンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。	色相	明度	彩度	0.1R~10R	—	4以下	0.1YR~5Y	—	6以下	その他	—	2以下
色相	明度	彩度												
0.1R~10R	—	4以下												
0.1YR~5Y	—	6以下												
その他	—	2以下												
緑化措置等	①生垣による緑化の推進により、潤いとやすらぎのある景観を形成する。 ②塀を設ける場合には、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。 ③敷地内には、適切に高木を配置するなど、緑につつまれた落ち着いた景観を形成する。 ④工場等は、工業地ゾーンの景観形成の方針に準ずるものとする。 ⑤大規模な施設では、緑豊かな景観とするため、敷地面積の20%以上を緑化すること。													

